

令和2年度 2月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年2月26日(金) 午後3時00分から3時45分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(14人)

1番(会長) 本間雄一	2番 本間直一	3番 池田一彦
4番 江端美春	6番 梶原政好	7番 高杉隆司
8番 高井利明	9番 原田秀一	10番 松井市雄
11番 岩野惣市郎	12番 鈴木淳子	13番 丸山和秀
14番 渡邊正行	15番(会長職務代理者) 渡部藤四夫	
- 4 欠席委員 5番 大嶋喜芳
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員選出
 - 第2 議事

議案第6号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第7号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	中島 剛	事務局次長	佐藤 清隆
農地係長	五十嵐芳彰	農政振興係長	高橋 智恵子
- 7 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより2月定例総会を開催します。 議事日程に従い進めさせていただきます。 欠席届が出ておりますので、ご報告します。5番、大嶋喜芳委員が欠席です。 本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を務めていただきます。よろしくお祈いします。</p>
議長	<p>委員の皆さん、大変お疲れ様です。最近の気候をみますと、暖かくなったり、寒くなったりしていますが、今日は本当に春を感じます。春先、天気が良いと気持ちがあきうきし、仕事もがんばろうという気持ちになります。皆さんも、健康に留意し、委員活動とともに、仕事の方もがんばっていただきたいと思ひます。 それでは案件審査に入ります。よろしくお祈いします</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員について、お諮りします。 議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>皆さんからご異議がございませんので、4番、江端美春委員、6番、梶原政好委員を指名します。 それでは、議事として提案している案件に入ります。 議事の都合上、追加議案の議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はじめに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお開き下さい。 2月総会における許可案件は、坂井輪地区、5条許可2件、赤塚地区、3条許可2件、5条許可1件、計3件、全地区合計5件です。 それでは、議案を説明します。 47ページ、議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。本案件は、令和3年2月22日付け、新潟市長許可農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。</p>

<p>議 長</p> <p>第 1 地域調査委員長 (6 番)</p>	<p>第 1 地域赤塚地区、1 号、所在は西区赤塚で田畑合計 6 1 筆 4 1, 4 3 9. 5 5 m²について、農業法人に現物出資及び売買する案件です。申請理由は、農業経営の合理化、発展のため新規に法人を設立するものです。</p> <p>なお、西蒲区の農地も同法人に所有権移転するため、同時審査を行っています。</p> <p>2 号、所在は西区赤塚で畑 9 筆 6, 0 9 8 m²について、使用貸借する案件です。申請理由は、農業者年金受給継続のため使用貸借権の移転を行うものです。</p> <p>なお、1 号は農地法第 2 条、農地所有適格法人要件、また 1 号、2 号とも、法第 3 条第 2 項各号の要件に問題はないことを確認しています。1 号は調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第 1 地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 8 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、1 件です。</p> <p>4 7 ページ、1 号は赤塚地区です。</p> <p>申請地は西区赤塚で、農振農用地の田及び畑、合計 6 1 筆、4 1, 4 3 9. 5 5 m²を、現物出資又は売買する案件です。</p> <p>地元農家が農業経営の合理化と家族経営から法人経営による社会保障の充実、雇用の安定確保を図るため、令和 3 年 1 月に農業法人を設立し、今回の申請となりました。</p> <p>申請地について、2 月 4 日に現地確認を行った結果、すべて農地として管理されていました。</p> <p>事務局が法人の登記簿や定款により、農地法第 2 条第 3 項による農地所有適格法人の要件確認を行った結果、法人形態要件、事業要件、構成員・議決権要件、常時従事役員要件ともに適格であり、法人が農地を取得することについて問題はないと判断しました。</p> <p>また申請書をもとに農地法第 3 条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。</p> <p>続いて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p>
---	--

	<p>所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている箇所はないかとの質問があり、譲受人からどちらも無いとの回答がありました。また今後の営農計画について質問があり、譲受人から現在、畑作の売り上げの主軸はこまつ菜だが、面積の拡大に応じて人件費も上がり、利益率が落ちている。今後は経営拡大して、西区名産のすいか、メロン、だいこん、さつまいも等にも力を入れていく。稲作も面積を増やし、将来的には50～60町歩をめざしたいとの説明がありました。</p> <p>調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作するよう、また、農業法人としての要件確認のため、年一回、報告書の提出を行うことを説明して調査を終えました。</p> <p>その他、調査委員会案件以外の議案についても審議を行い、問題ないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第8号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4ページ、議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>第1地域、坂井輪地区です。1号、所在は西区小新で、畑1筆180㎡について、個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。</p>

<p>議 長</p> <p>第 1 地域調査委員長 (6 番)</p>	<p>同じく 2 号、所在は西区小新で、畑 1 筆 2 6 8 ㎡について、個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>第 1 地域赤塚地区です。3 号、所在は西区木山で、畑 4 筆 2, 3 9 6 ㎡について、社会福祉法人が施設拡張工事のため、仮設現場事務所兼資材置場、職員用仮設露天駐車場とするものです。一時転用許可申請で、期間は令和 3 年 3 月 1 0 日から令和 4 年 4 月 3 0 日までです。農地区分は第 3 種農地です。</p> <p>3 件とも調査委員会案件です。以上です。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、第 1 地域調査委員長から報告をお願いします。</p> <p>調査案件は、議案第 6 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、3 件です。</p> <p>4 ページ、1 号、坂井輪地区です。</p> <p>申請地は西区小新で、市街化調整区域内の畑 1 筆、1 8 0 ㎡を売買する案件です。</p> <p>譲受人は申請地を個人住宅建築敷地とし、西区に移り住む計画です。</p> <p>申請地について、2 月 1 8 日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対して、代理人はないと回答しました。</p> <p>申請地は、市街化区域に隣接する、既存集落内の第 3 種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たんする区域の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>2 号、坂井輪地区です。申請地は西区小新で、市街化調整区域内の畑 1 筆、2 6 8 ㎡を使用貸借する案件です。</p>
---	--

	<p>譲受人は父所有の農地を使用貸借し、個人住宅建築敷地とする計画です。</p> <p>申請地について、2月18日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、代理人はないと回答しました。</p> <p>申請地は、河川と市街化区域に挟まれた、既存集落内の第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－b－（a）「住宅もしくは事業用施設が連たん」する区域の農地に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。</p> <p>3号、赤塚地区です。申請地は西区木山で、市街化調整区域内の畑4筆、合計2,396㎡を賃貸借し、一時転用する案件です。</p> <p>譲受人は地元の保育園を運営する社会福祉法人で、老朽化した園舎の新築工事のため、申請地のうち1筆は仮設現場事務所兼資材置場とし、3筆は保護者及び職員用の仮設露天駐車場とする計画です。</p> <p>申請地について、2月18日に現地確認を行った結果、現況は畑及び休耕畑でした。</p> <p>申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。</p> <p>続いて聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、申請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書のとおり相違ない旨、確認しました。</p> <p>違反転用をしている農地はないかとの質問に対し、譲受人はないと回答しました。</p> <p>申請地は、既存集落に隣接し、近くに保育園と消防署がある第3種農地で、農地転用許可基準エー（ア）－a－（a）「水道管、下水道又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、</p>
--	--

議 長	<p>500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公共施設等がある区域の農地」に該当するため、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました。</p> <p>最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と工事完了の際は農地に復元すること、工事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び第1地域調査委員長の報告が終わりました。ただ今の説明及び報告に対して、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。</p> <p>議案第6号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第6号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p> <p>次に議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページ、議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。</p> <p>6ページ、新規分の地区別実績表です。利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設定と農地中間管理事業による利用権設定を別々の実績表としてあります。</p> <p>地区ごとの件数等は、中野小屋地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は5,070㎡、黒埼地区、契約期間3年のものが1件、田、面積は7,236㎡、契約期間6年のものが1件、田、畑、面積は9,780㎡、契約期間10年のものが4件、田、面積は18,665㎡、以上、新規分、利用権設定は8件、面積は40,751㎡です。</p> <p>次に表の右寄りの所有権移転に関する部分は、交換はなく売買のみで、赤塚地区、売買が4件、田、畑、面積は9,802㎡、黒埼地区、</p>

	<p>売買が2件、田、畑、面積は2, 191㎡、以上、売買による所有権移転の合計は6件、面積は11, 993㎡です。</p> <p>表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計で、14件、面積は、52, 744㎡です。</p> <p>7ページ、更新分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間3年のものが8件、田、畑、面積は8, 522㎡、契約期間6年のものが1件、田、面積は9, 793㎡、中野小屋地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は22, 487㎡、内野地区、契約期間10年のものが3件、田、畑、面積は20, 321㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は23, 429㎡、黒埼地区、契約期間6年のものが2件、田、面積は12, 958㎡、契約期間10年のものが5件、田、畑、面積は31, 909㎡、四ツ郷屋地区 契約期間3年のものが3件、畑、面積は23, 076㎡、以上、更新分の利用権設定は26件、面積は152, 495㎡です。</p> <p>8ページ、合計の地区別実績表です。赤塚地区、合計13件、面積は28, 117㎡、中野小屋地区、合計4件、面積は27, 557㎡、内野地区、合計3件、面積は20, 321㎡、坂井輪地区、合計2件、面積は23, 429㎡、黒埼地区、合計15件、面積は82, 739㎡、四ツ郷屋地区、合計3件、面積は23, 076㎡、総合計は40件、205, 239㎡です。</p> <p>9ページ、提案文です。</p> <p>「議案第7号 新潟市農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり提案する。</p> <p>令和3年2月26日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」</p> <p>その下の1号から10ページの8号までが新規分の利用権設定に関するもの、11ページの1号から16ページの26号までが更新分の利用権設定に関するもの、17ページの1号から18ページの6号までが売買に関するものです。</p> <p>19ページ、中間管理機構関係の新規分の地区別実績表です。赤塚地区、契約期間10年のものが2件、田、面積は11, 745㎡、中野小屋地区、契約期間6年のものが1件、畑、面積は31㎡、契約期間10年のものが14件、田、面積は63, 592㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが1件、田、畑、面積は19, 834㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが4件、田、畑、面積は11, 311㎡、合計22件、面積は106, 513㎡です。</p>
--	--

議 長	<p>次の20ページが合計の表で、新規と同じ表ですので、合計22件、面積は106,513㎡です。</p> <p>21ページの1号から25ページの22号までが新規分の内訳です。農地中間管理機構である新潟県農林公社が、農地中間管理事業に伴い、農業者から農地を借受けするものです。</p> <p>26ページ、定例総会で承認後に西区農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和3年3月12日です。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第7号には委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与制限の規定により関係委員から退室していただき先議を行います。10ページ7号の案件に係る委員は退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議 長	<p>それでは10ページ7号について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、原案のとおり決定します。</p> <p>審議が終了しましたので、関係委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員入室)</p>
議 長	<p>次に、ただ今、先議した案件以外を審議します。ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。</p>

	<p>議案第7号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮りします。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第7号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項、新潟市農用地利用配分計画(案)について、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページ、新潟市農用地利用配分計画(案)についてです。</p> <p>新規分の地区別実績表で、赤塚地区、契約期間10年のものが3件、田、面積は11,745㎡、中野小屋地区、契約期間6年のものが1件、畑、面積は31㎡、契約期間10年のものが22件、田、面積は63,592㎡、坂井輪地区、契約期間10年のものが2件、田、畑、面積は19,834㎡、黒埼地区、契約期間10年のものが4件、田、畑、面積は11,311㎡、合計32件、面積は106,513㎡です。</p> <p>28ページ、合計の表ですが、更新はありませんので、合計32件、面積は106,513㎡です。</p> <p>関係農業者は、29ページの1号から35ページの32号までが新規分の内訳、36ページの1号から3号までが、中間管理権の移転に関するものですが、移転に関するものは地区別実績表には含まれておりません。</p> <p>県の公告は、令和3年4月30日です。以上です。</p>
事務局	<p>説明者が変わります。</p> <p>3ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にまとめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区合計37件です。</p>

	<p>37ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計17件、田畑合計103筆、56,203㎡の解約を受理しました。</p> <p>41ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計10件、田畑合計123筆、83,656㎡の相続による届出を受理しました。農業委員会による農地売却等あっせんの希望はありませんでした。</p> <p>43ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計1件、畑合計2筆、240㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>44ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。</p> <p>全地区合計6件、畑合計9筆、2,242㎡の転用届出を受理しました。</p> <p>46ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの3件、うち転用許可を受けているもの2件、転用許可を受けていないもの1件、家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。</p> <p>以上で議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、2月17日に農地部会を開催しましたので、農地部会長から会議内容の報告をお願いします。</p>
農地部会長(10番)	<p>2月17日に農地部会を開催したので、概要を報告します。</p> <p>今回の出席者は14名でした。</p> <p>協議事項は、農地法関係の7項目の事務についてです。</p> <p>1項目目は市外農地の農地台帳管理についてです。担当者会議では市外農地は属地市町村での管理とすることし、農地台帳では管理しな</p>

	<p>いとしましたが、6農委での協議の結果、方針が変更されたため、現行どおりとなったとのことです。</p> <p>2項目目は調査委員会での呼び出し対象の案件についてです。担当者会議では、公共事業の一時転用は、調査委員会の呼び出し対象の案件から外すとしていましたが、6農委での協議の結果、方針の変更が承認されなかったため、現行どおりとなったとのことです。</p> <p>3項目目は農業者年金受給手続きに係る事務の改善提案についてです。農業者年金受給手続きのための親子間の使用貸借権設定を農業経営基盤強化促進法による使用貸借権設定で行うことを提案しましたが、農政振興グループでの協議等が行われなかったため、持ち越されたと報告がありました。</p> <p>4項目目は農地法申請と申請者死亡の関係についてです。譲受人又は譲渡人の死亡の際、死亡時期により取り扱いが異なることから、あらためて委員に周知しました。特に農業経営基盤強化促進法に基づく売買は、総会議決、公告後、所有権移転登記までに時間がかかり、当事者死亡のケースが散見されたことから、委員あてに議案書が送付された時には、申請人を確認するよう、あらためて事務局から依頼がありました。</p> <p>5項目目は耕作放棄地を含む低未利用地に対する優遇税制についてです。これまで各地区対策委員会において、口頭説明だけであったため、あらためて国税庁の資料に基づいて説明がありました。</p> <p>6項目目は農地の権利取得における下限面積50a要件に係る令和2年度規制緩和閣議決定の取扱いについてです。新規就農者における50a要件、公共収用事業用地の代替取得要件の規制について、新潟市の方針の説明を受けました。また、平成25年に作成された「新潟市6農業委員会のあり方について」の中間報告書に、耕作放棄地の解消や下限面積の緩和を課題として記載していることから、その後の施策に反映されているか検証を行いました。</p> <p>7項目目は農地の全部耕作要件と農地法許可についてです。耕作放棄地の発生は、違反転用とは異なり、所有者の管理行為だけが要因で発生するものではありません。例えば、耕作通路がない、急斜面である、飛砂被害があるなど、自然条件に起因することも大きいです。また相続した時点から山林であったり、自分の土地との境界がはっきりしていなかったり、隣接農地の所有者から相談があり、やむなく買い取ったなどの事例もあります。農地を取得する場合には、全部効率利用が要件となりますが、やむを得ず耕作放棄地を保有することになっ</p>
--	--

	<p>てしまったことで農地を取得できないことは、意欲ある農業者に対して弊害となります。また、山林となり非農地化していると見られる農地は、農家の努力では解消できないことも理解できます。共通認識が一致した中で、地元委員による現地調査を実施し、その調査結果をもとに判定することの可否について、次回の会議までに調書案などを作成することで一致しました。</p> <p>また令和2年度の農地法による農地異動、違反転用調査及び耕作放棄地調査結果について、事務局が作成した統計資料を基に説明を受けました。</p> <p>その他、新潟市6農業委員会の11月総会議事録を使って、各区の議事進行、調査委員会、部会報告の方法を比較検討しました。他の委員会の議事録を見て、学ぶべき点があれば、積極的に活用し、部会の一層の活性化につなげていきたいと思えます。</p> <p>今年度は、7月に続いて2回目の農地部会開催となりましたが、耕作放棄地の解消、新規就農の問題も含め、農地法ほか関係法令をよく理解し、業務にあたるのが重要であると再認識する機会となりました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、農地部会長から報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
議 長	<p>このほか委員及び事務局から報告事項等はありませんか。</p>
事務局	<p>48ページ、3、4月の業務日程です。</p> <p>はじめに3月の日程です。</p> <p>12日、金曜日、午後3時から農政振興部会を開催します。会場は区役所303会議室です。農政振興部会員のほか、会長、会長職務代理人から参加いただきます。</p> <p>23日、火曜日、午後1時30分から新潟県農業会議第129回通常総会が中央区で開催されます。会長が出席されます。</p> <p>25日、木曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。翌26日、金曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>30日、火曜日、午後3時から、推進委員の皆さんからも参加いた</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>だき、3月定例総会を健康センター棟3階大会議室で開催します。終了後に委員研修会を予定しています。</p> <p>次に3月の申請締切日です。農地法3月総会分が3月10日、水曜日、農業経営基盤強化促進法4月総会分が3月25日、木曜日です。</p> <p>次に4月の業務日程です。</p> <p>26日、月曜日、午後3時から、第1地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。27日、火曜日、午後3時から、第2地域対策委員会を開催し、終了後に調査委員会を開催します。</p> <p>30日、金曜日、午後3時から、4月定例総会を開催します。会場はいずれも区役所303会議室です。</p> <p>このほか議案書発送後に案内があった日程をお伝えします。</p> <p>3月11日、木曜日、午前10時30分から、にいがた女性農業委員の会役員会並びに女性登用促進検討会が中央区で開催されます。同日、午後1時30分から、同会場で、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催されます。ともに江端委員が出席されます。</p> <p>3月19日、金曜日、午後3時45分から、農林水産省北陸農政局長と農業3団体（農協、土地改良区、農業委員会）との意見交換会が中央区で開催されます。会長と事務局長が出席します。以上です。</p> <p>ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、以上で2月の定例総会を閉会します。</p>
-----------------------	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長 本 間 雄 一

署名委員 江 端 美 春

署名委員 梶 原 政 好